イ　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.021
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額のうちCに係るもの　0.034
エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

AE_{18} ＝ 0.013

AE_{19} ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.039
イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023
ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.016
エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.039
オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.023
カ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.039
キ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.016

AE_{20} ＝ 0.015

AE_{21} ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.037
イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

AE_{22} ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.015
イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.017
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市

イ　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.021
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額のうちCに係るもの　0.034
エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

AE_{18} ＝ 0.016

AE_{19} ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.039
イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023
ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.016
エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.039
オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.023
カ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの　0.039
キ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの　0.016

AE_{20} ＝ 0.015

AE_{21} ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.037
イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

AE_{22} ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.015
イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.017
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市